

第 91 号議案

滋賀県立学校の校舎、課程、部および学科等の設置等に関する規則の一部改正について

滋賀県立学校の校舎、課程、部および学科等の設置等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 2 年 3 月 24 日

滋賀県教育委員会

滋賀県立学校の校舎、課程、部および学科等の設置等に関する規則の一部を改正する規則
滋賀県立学校の校舎、課程、部および学科等の設置等に関する規則（昭和 63 年滋賀県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 高島高等学校の項中

「

普通科

」を「

普通科	
文理探究	文理探究科

」に改め、

同表安曇川高等学校の項中

「

普通科
総合学科

」を「

総合学科

」に改める。

別表第 2 北大津養護学校の項の次に次のように加える。

北大津高等養護学校	知的障害	高等部	しごと総合科
-----------	------	-----	--------

付 則

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 安曇川高等学校普通科は、改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

滋賀県立学校の校舎、課程、部および学校等の設置等に関する規則の一部を
改正する規則案要綱

1 改正の理由

令和元年10月に策定した湖西地域県立高等学校魅力化方針に基づき、湖西地域の滋賀県立高島高等学校および滋賀県立安曇川高等学校の魅力化を図るため学科等を改編すること、ならびに、ノーマライゼーションの考え方にに基づき特別支援学校の生徒と高等学校の生徒が同一の敷地で共に学ぶことができる環境づくりを進めるとともに、障害者の社会的自立および職業的自立に向けた教育を行うため滋賀県立北大津高等養護学校を新設することに伴い、滋賀県立学校の校舎、課程、部および学校等の設置等に関する規則の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 高島高等学校に新たに文理探究学科文理探究科を設置するとともに、安曇川高等学校の普通科を廃止することとします。(別表第1関係)
- (2) 「北大津高等養護学校」の項を加えることとします。(別表第2関係)
- (3) その他
 - ア この規則は、令和3年4月1日から施行することとします。
 - イ この規則の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

滋賀県立学校の校舎、課程、部および学科等の設置等に関する規則新旧対照表

旧				新			
本文および付則 略				本文および付則 略			
別表第1 高等学校の課程および学科（第3条関係）				別表第1 高等学校の課程および学科（第3条関係）			
学校名	課程	学科	科	学校名	課程	学科	科
略				略			
甲西高等学校	全日制の課程	普通科		甲西高等学校	全日制の課程	普通科	
高島高等学校	全日制の課程	普通科		高島高等学校	全日制の課程	普通科	
安曇川高等学校	全日制の課程	普通科		安曇川高等学校	全日制の課程	文理探究	文理探究科
		総合学科				総合学科	
八日市高等学校	全日制の課程	普通科		八日市高等学校	全日制の課程	普通科	
略				略			

別表第2 特別支援学校の校舎、対象障害種別、部および学科（第4条関係）

学校名	対象障害種別	部	学科
略			
北大津養護学校	知的障害 肢体不自由	小学部	
		中学部	
		高等部	普通科
鳥居本養護学校	病弱	小学部	
		中学部	
		高等部	普通科
略			

別表第2 特別支援学校の校舎、対象障害種別、部および学科（第4条関係）

学校名	対象障害種別	部	学科
略			
北大津養護学校	知的障害 肢体不自由	小学部	
		中学部	
		高等部	普通科
北大津高等養護学校	知的障害	高等部	しごと総合科
鳥居本養護学校	病弱	小学部	
		中学部	
		高等部	普通科
略			